

見積公告

次のとおり見積競争に付します。

令和元年5月9日

全国健康保険協会群馬支部

支部長 藤井 稔

1 調達内容

(1) 調達件名

議事録作成業務委託

(2) 調達物品の特質等

仕様書による。

(3) 履行期限

仕様書による。

(4) 納品場所

全国健康保険協会群馬支部

(5) 見積競争方法

見積金額は、1時間あたりの契約希望単価（1円未満切捨・消費税抜）とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。その相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額を持って判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 見積書等の提出場所等

(1) 提出場所、仕様書等の配布及び問い合わせ先

〒371-8516

群馬県前橋市本町二丁目2番12号 前橋本町スクエアビル4階

全国健康保険協会群馬支部 企画総務グループ

電話 027-219-2101 (担当) 豊田

(2) 提出書類

①見積書

②平成31・32・33年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）

「役務の提供等」の資格審査結果通知書の写し

(3) 見積書の受領期限

令和元年5月20日（月） 午前11時00分まで（厳守）

3 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 31・32・33 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

4 その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印の上、全国健康保険協会群馬支部宛に提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 最低価格の見積書を提出した者が二人以上あるときは、当該提出者にくじを引かせ、決定するものとする。また、提出者が直接くじを引くことができない場合は、見積競争執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き決定するものとする。
- (4) 見積結果については決定業者にのみ別途、連絡する。
- (5) 請求にあたっては、消費税等額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。